

新	旧	備考
<p>貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）特約書</p> <p>平成13年4月1日 01-制度-00016 沿革（略） <u>平成22年3月29日 一部改正</u></p> <p>（以下「銀行等」という。）と独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）特約書を次のとおり締結するものとする。</p> <p>第1条～第14条（略）</p> <p>附 則</p> <p><u>1 この改正は、平成22年4月1日から実施する。</u></p> <p><u>2 貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）追加特約書（平成21年9月7日 09-制度-00038）は、平成22年4月1日をもって廃止する。</u></p> <p>附帯別表第1</p> <p>次の各号のいずれにも該当する貸付契約</p> <p>1 以下のイ又はロに該当する貸付契約</p> <p><u>イ 貿易一般保険包括保険が付保されている輸出契約及び仲介貿易契約（法第26条第1項又は第2項の規定により輸出契約及び仲介貿易契約とみなされる契約を含む。）に係る輸出代金貸付契約及び仲介貿易代金貸付契約であって、契約金額が1,000万円以上のもの。</u></p> <p><u>ロ 輸出契約及び仲介貿易契約（法第26条第1項又は第2項の規定により輸出契約及び仲介貿易契約とみなされる契約を含む。）に係る、輸出代金貸付契約及び仲介貿易代金貸付契約（国際協力銀行と協調して貸付ける</u></p>	<p>貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）特約書</p> <p>平成13年4月1日 01-制度-00016 沿革（略）</p> <p>（以下「銀行等」という。）と独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）特約書を次のとおり締結するものとする。</p> <p>第1条～第14条（略）</p> <p>附帯別表第1</p> <p>次の各号のいずれにも該当する貸付契約</p> <p>1 貿易一般保険包括保険が付保されている輸出契約及び仲介貿易契約（法第26条第1項又は第2項の規定により輸出契約及び仲介貿易契約とみなされる契約を含む。）に係る輸出代金貸付契約及び仲介貿易代金貸付契約であって、契約金額が1,000万円以上のもの。</p> <p>2 貸付契約に基づく貸付金の償還期間が2年未満の貸付契約（複数の者が協調して貸し付ける契約で銀行等の貸付金額が優先して償還される場合であって、当該償還期間のみが2年未満となるもの及び貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）追加特約書の対象となるものを除く。）。</p>	

<p><u>契約に限る。)</u></p> <p>2 貸付契約に基づく貸付金の償還期間が2年未満の貸付契約（複数の者が協調して貸し付ける契約で銀行等の貸付金額が優先して償還される場合であって、当該償還期間のみが2年未満となるもの及び貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）追加特約書の対象となるものを除く。)</p> <p>3 海外商社名簿においてGS格、GA格、GE格又はSA格に格付けされた銀行を貸付契約の相手方とするもの。</p> <p>附帯別表2 (略)</p>	<p>3 海外商社名簿においてGS格、GA格、GE格又はSA格に格付けされた銀行を貸付契約の相手方とするもの。</p> <p>附帯別表2 (略)</p>	
---	--	--